

人事異動の取扱に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年三月三十一日

広島県人事委員会

委員長 高 升 五十雄

広島県人事委員会規則第七号

人事異動の取扱に関する規則の一部を改正する規則

人事異動の取扱に関する規則（昭和三十一年広島県人事委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

別記様式第一号注中「、期末手当及び期末特別手当」を「及び期末手当」に改める。

附 則

この人事委員会規則は、平成二十一年四月一日から施行する。